

四半期報告書

(第106期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第106期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第106期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【株価の推移】	60
3 【役員の状況】	61
第5 【経理の状況】	62
1 【四半期連結財務諸表】	63
2 【その他】	116
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	117

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第106期第1四半期
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 主計部長 北村 巧

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 主計部長 北村 巧

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第106期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第105期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
収益合計 (百万円)	257,876	363,595	664,511
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	135,087	298,359	312,627
税引前四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	△ 84,343	31,421	△ 780,265
野村ホールディングス株式会社に 帰属する四半期(当期)純利益 (△損失) (百万円)	△ 76,592	11,420	△ 708,192
純資産額 (百万円)	1,959,539	1,556,464	1,551,546
総資産額 (百万円)	25,995,861	27,539,700	24,837,848
1株当たり純資産額 (円)	1,019.19	589.32	590.99
野村ホールディングス株主に帰属する 1株当たり四半期(当期)純利益 (△損失) (円)	△ 40.14	4.37	△ 364.69
希薄化後野村ホールディングス株主に 帰属する1株当たり四半期(当期)純利 益(△損失) (円)	△ 40.18	1.81	△ 366.16
自己資本比率 (%)	7.5	5.6	6.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 465,629	△ 259,076	△ 712,629
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 39,186	△ 94,616	△ 98,905
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	578,994	250,386	999,760
現金および現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	603,846	531,580	613,566
従業員数 (人)	18,995	25,730	25,626

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」および「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく野村ホールディングス株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 5 財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」(以下「基準書第160号」)の適用に伴い、第105期前第1四半期連結累計(会計)期間および第105期の「税引前四半期(当期)純利益(△損失)」および「純資産額」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の当該科目の金額は次のとおりです。

回次	第105期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第105期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
税引前四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	△ 84,264	△ 779,046
純資産額 (百万円)	1,945,223	1,539,396

6 従来の四半期(当期)純利益(△損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期(当期)純利益(△損失)として表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、提出会社および提出会社の連結子会社等(連結子会社および連結変動持分事業体)314社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当第1四半期末の持分法適用会社は15社であります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	25,730 [4,815]
---------	----------------

- (注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五区分により作成されております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	49
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員は雇用していません。
- 2 上記のほか、野村証券株式会社との兼務者が266人おります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクに新たな事項および重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は2,984億円、金融費用以外の費用は2,669億円、税引前四半期純利益は314億円、野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益は114億円となり、その結果、自己資本四半期純利益率(ROE、年率換算)は3.0%となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、基準書第160号を適用し、非支配持分に帰属する四半期純利益（△損失）を控除する前の金額を「税引前四半期純利益（△損失）」として表示し、税引後の四半期純利益（△損失）を「非支配持分に帰属する四半期純利益（△損失）」と「野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益（△損失）」に分けて表示しております。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	82,198	102,024
（委託手数料）	49,287	57,863
（投信募集手数料）	25,811	39,505
（その他）	7,100	4,656
投資銀行業務手数料	13,407	29,729
（引受・募集手数料）	6,815	20,900
（M&A・財務コンサルティングフィー）	4,568	8,573
（その他）	2,024	256
アセットマネジメント業務手数料	42,779	30,331
（アセットマネジメントフィー）	38,485	26,523
（その他）	4,294	3,808
トレーディング損益	10,515	121,132
（マーチャント・バンキング）	△ 69	278
（エクイティ・トレーディング）	33,267	64,823
（債券等トレーディング）	△ 22,683	56,031
プライベート・エクイティ投資関連損益	△ 37,663	△ 2,139
純金融収益	△ 4,832	△ 6,809
投資持分証券関連損益	964	9,801
その他	27,719	14,290
収益合計（金融費用控除後）	135,087	298,359

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)
人件費	87,910	138,081
支払手数料	18,634	20,043
情報・通信関連費用	33,359	40,160
不動産関係費	15,868	21,992
事業促進費用	7,032	6,256
その他（1）	56,627	40,406
金融費用以外の費用計	219,430	266,938

(1) 当第1四半期連結会計期間より、基準書第160号に従い、非支配持分に帰属する四半期純利益（△損失）を金融費用以外の費用－その他から除いております。なお、当期の開示様式にあわせて過年度の金額を組み替えております。

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）との調整計算につきましては、「四半期連結財務諸表注記12 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前第1四半期連結累計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日） （百万円）
国内営業部門	85,809	95,380
グローバル・マーケット部門	10,970	187,128
インベストメント・バンキング部門	28,986	25,673
マーチャント・バンキング部門	△ 37,009	△ 1,081
アセット・マネジメント部門(1)	21,112	18,650
その他（消去分を含む）(1)	24,546	△ 37,139
計	134,414	288,611

金融費用以外の費用(2)

	前第1四半期連結累計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日） （百万円）
国内営業部門	69,630	67,521
グローバル・マーケット部門	72,589	124,862
インベストメント・バンキング部門	16,411	31,098
マーチャント・バンキング部門	2,357	2,498
アセット・マネジメント部門(1)	12,960	13,521
その他（消去分を含む）(1)	45,483	27,438
計	219,430	266,938

税引前四半期純利益（△損失）(2)

	前第1四半期連結累計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日） （百万円）
国内営業部門	16,179	27,859
グローバル・マーケット部門	△ 61,619	62,266
インベストメント・バンキング部門	12,575	△ 5,425
マーチャント・バンキング部門	△ 39,366	△ 3,579
アセット・マネジメント部門(1)	8,152	5,129
その他（消去分を含む）(1)	△ 20,937	△ 64,577
計	△ 85,016	21,673

(1) 平成21年3月期第2四半期において、アセット・マネジメント部門の確定拠出年金ビジネスをその他のビジネスに統合したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(2) 当第1四半期連結会計期間より、基準書第160号に従って算出しております。なお、当期の開示様式にあわせて過年度の金額を組み替えております。

国内営業部門

収益合計（金融費用控除後）は954億円、税引前四半期純利益は279億円となりました。株式市場を始めとしたマーケットの変化を捉え、お客様に対するコンサルティング営業を全社的に丁寧に実施した結果、当第1四半期連結会計期間を通じて、毎月1兆円を上回る総募集買付額を株式・債券・投信の商品間のバランスがとれた形で達成しました。また、当第1四半期連結会計期間末の国内営業部門顧客資産残高は67.2兆円（3月末比+7.9兆円）、当第1四半期連結会計期間の資産純増は約1.6兆円となり、顧客基盤も着実に拡大しました。

グローバル・マーケット部門

収益合計（金融費用控除後）は1,871億円、税引前四半期純利益は623億円となりました。統合後の新体制が本格稼働した効果が、金融市場の混乱の収束でさらに加速、グローバル・フィクスト・インカム、グローバル・エクイティで、顧客ビジネス・フロービジネスが大きく拡大しました。特に欧州やアジアでのビジネスの拡大が顕著であり、取引額の大幅増、ロンドン証券取引所の英国株委託注文の6月の取次ぎシェア1位に代表されるシェアの上昇等から、海外での収益も大幅に増加しました。

インベストメント・バンキング部門

収益合計（金融費用控除後）は257億円、税引前四半期純損失は54億円となりました。国内企業によるファイナンス案件の大半を手がけ圧倒的なシェアを獲得しました。また、国内のM&A案件も好調となりました。また、海外ビジネスにおいても各種のアワードを獲得するなど、そのビジネス基盤は着実に拡大しております。

マーチャント・バンキング部門

収益合計（金融費用控除後）はマイナス11億円、税引前四半期純損失は36億円となりました。エグジット案件はありませんでしたが、既存の投資先企業に対するバリューアップに注力いたしました。

アセット・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は187億円、税引前四半期純利益は51億円となりました。当第1四半期連結会計期間末の運用資産残高は3月末比2兆円増加して22.2兆円、海外ハイイールド債券関連の投信を始めとした新規設定投信の募集が好調であり、野村アセットマネジメントの運用資産残高のシェアも着実に上昇しております。

その他の業績

その他の業績には、経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益、投資持分証券の実現損益、関連会社利益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。なお、当第1四半期連結会計期間に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失が230億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失が266億円、カウンターパーティークレジットスプレッドの変化に起因する利益106億円がその他の業績に含まれており、結果、当第1四半期連結会計期間のその他の業績の収益合計（金融費用控除後）はマイナス371億円、税引前四半期純損失は646億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）については、「四半期連結財務諸表注記12 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は通常の業務においても、特別目的事業体やモノライン(金融保証会社)などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券(CMBS)、住宅不動産ローン担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成21年6月30日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	合計
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	9,840	—	—	2,381	12,221
住宅不動産ローン担保証券(RMBS)	33,109	—	—	30,567	63,676
商業用不動産担保証券	34,985	—	—	—	34,985
その他証券化商品	37,031	482	582	3,221	41,316
合計	114,965	482	582	36,169	152,198

- (1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(以下「基準書第140号」)により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。
- (2) 平成21年6月30日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン(コミットメント含む)の22,497百万円です。

次の表は、平成21年6月30日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券(CMBS)に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	AAA	AA	A	BBB	無格付	ジニーメイ・GSE (1)	合計
日本	3,808	1,955	230	751	3,096	—	9,840
アメリカ	380	340	302	214	574	571	2,381
合計	4,188	2,295	532	965	3,670	571	12,221

- (1) ジニーメイは、Government National Mortgage Associationの略。
GSEは、Government Sponsored Enterprisesの略。
- (2) 格付は、平成21年6月30日現在のStandard & Poor's, Moody's Investors Service, Fitch Ratings Ltd, 株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成21年6月30日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	8,048	1,895	9,943
ヨーロッパ	78,941	6,292	85,233
合計	86,989	8,187	95,176

特別目的事業体

通常の業務において、当社は、特別目的事業体と様々な関与があります。それら特別目的事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。これらの事業体は、通常、注釈書第46号改訂に定義される要件を満たす変動持分事業体、または、基準書第140号に定義される要件を満たす適格特別目的事業体、および要件を満たさなくても継続的関与を持つ特別目的事業体に該当します。

当社の非連結事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受、売出、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。さらに当社は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「四半期連結財務諸表注記5 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

次の表は、平成21年6月30日現在における、連結変動持分事業体からのエクスポージャー、重要な変動持分を保有する、または、変動持分事業体の設立・発起に関与して変動持分を保有する非連結変動持分事業体に対するエクスポージャーを表しています。当社は、最大損失のエクスポージャーは四半期連結貸借対照表または債務保証にかかる注記に反映されている以下の金額に限定されると考えております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したものでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでもありません。

	(単位:十億円)		
	連結変動持分事業体からのエクスポージャー	重要なまたは設立・発起に関与した非連結変動持分事業体に対するエクスポージャー(2)	合計
トレーディング資産			
株式関連商品	350	56	406
債券関連商品	58	19	77
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	78	83	161
受益証券等	5	2	7
デリバティブ取引(1)	11	59	70
建物、土地、器具備品および設備	51	—	51
その他	76	92	168

(1) 四半期連結貸借対照表に計上されているデリバティブの残高を示しております。連結変動持分事業体のエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は175十億円、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本（変動持分事業体の総資産額を上限としています）は119十億円です。

- (2) 非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーとして、貸出コミットメント、スタンバイ信用状その他の債務保証が、平成21年6月30日現在23十億円あります。

モノライン (金融保証会社)

下の表は、グローバル・マーケット部門の欧州で行っているストラクチャード・クレジット・トレーディング・ビジネスにおける格付別のモノライン (金融保証会社) に対するグロスエクスポージャー、カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整、ネットエクスポージャーおよびCDSプロテクションを表しています。なお、引当金および全額ヘッジ処理済のものは下記残高には含まれておりません。

(単位：百万米ドル)

格付(1)	平成21年6月30日現在				
	想定元本(2)	グロス エクスポージャー(3)	カウンターパーティー リスクリザーブおよび その他の調整	ネット エクスポージャー	CDS プロテクション(4)
AA	246	83	8	75	35
非投資適格	8,311	4,762	4,251	511	69
合計	8,557	4,845	4,259	586	104

- (1) 平成21年6月30日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。
- (2) クレジットデリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

平成21年6月30日現在、上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は347百万米ドルのモノラインによって保証された公共事業債等の負債証券を保有しております。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

2) 金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。この中には、米国公認会計士協会意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」に基づき投資会社会計を適用している投資、財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」（以下「基準書第159号」）および、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）に基づき公正価値オプションを選択した金融資産負債が含まれています。

財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。

各レベルの分類方法

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間（償還期限または契約期間など）を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。

各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の各指標を使用して算定されている状況において、レベル3の指標に最も重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

以下の表は、レベル別に分類された資産・負債の期末残高を勘定別に表しております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)				取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	当第1四半 期連結会計 期間末残高
	レベル 1	レベル 2	レベル 3			
資産：						
トレーディング資産						
およびプライベート・エクイティ投資						
エクイティ (2)	436	755	328	—	—	1,519
プライベート・エクイティ (2)	3	0	333	—	—	336
日本国債	3,617	—	—	—	—	3,617
日本地方債・政府系機関債	62	13	0	—	—	75
外国国債・地方債・政府系機関債	3,131	669	41	—	—	3,841
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	154	1,011	272	—	—	1,437
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	9	—	—	10
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	20	30	13	—	—	63
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	—	197	—	—	197
債務担保証券 (CDO)	—	3	20	—	—	23
受益証券等	19	31	2	—	—	52
デリバティブ取引	768	11,279	896	△ 11,016	—	1,927
小計	8,210	13,792	2,111	△ 11,016	—	13,097
貸付金および受取債権 (3)	0	51	4	—	—	55
その他の資産	348	67	49	—	—	464
合計	8,558	13,910	2,164	△ 11,016	—	13,616
負債：						
トレーディング負債						
エクイティ	627	111	0	—	—	738
日本国債	1,763	—	—	—	—	1,763
外国国債・地方債・政府系機関債	1,064	193	—	—	—	1,257
銀行および事業会社の負債証券	—	161	—	—	—	161
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	24	—	—	—	24
デリバティブ取引	903	10,919	803	△ 10,950	—	1,675
小計	4,357	11,408	803	△ 10,950	—	5,618
短期借入 (4) (5)	3	74	1	—	—	78
支払債務および受入預金 (6)	—	0	△ 1	—	—	△ 1
長期借入 (4) (5) (7)	45	601	34	—	—	680
その他の負債	35	14	—	—	—	49
合計	4,440	12,097	837	△ 10,950	—	6,424

- (1) 財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および財務会計基準審議会注釈書第39号の意見書1「米国財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 基準書第159号に基づき公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 基準書第159号に基づき公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (4) 基準書第155号または基準書第159号に基づき公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (5) 財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」(以下「基準書第133号」)に基づき区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (6) 基準書第133号に基づき区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない譲渡取消による担保付借入を含んでおり、当該負債について基準書第159号に基づき公正価値オプションを選択しております。

以下の表はレベル3に分類された資産の額から、負債のデリバティブ取引に計上されたレベル3の金額を相殺した正味のレベル3資産の、公正価値評価されている資産合計（デリバティブ取引は純額）に対する比率を示しております。

	(単位：十億円)
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)
レベル3資産	2,164
相殺：レベル3デリバティブ取引（負債）	△ 803
レベル3資産（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>1,361</u>
公正価値評価資産合計	24,632
相殺：デリバティブ取引（負債）	△ 12,625
公正価値評価資産合計（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>12,007</u>
レベル3資産の公正価値評価資産合計に対する比率（デリバティブ資産負債相殺後）	11%

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記3 金融商品の公正価値および注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)
株式関連	44	38
金利関連	40	67
為替関連	121	87
小計	205	192
分散効果	△ 71	△ 75
バリュアットリスク (VaR)	134	117

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	138	99	120

(4) リスクについての定性的開示

1) 当社のリスク管理

当社のビジネス活動は内在的にさまざまなリスクに晒されています。当社はこれらのリスクを管理することが財務の健全性を確保することおよび企業価値の維持・拡大に資する最も重要な責務と考えています。当社のリスク・マネジメント・フレームワークおよびガバナンスはこれらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるよう構築されています。

なお、当社は「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において制定し、その中で「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を定めています。当社はこの体制に則りリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

2) リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署(主計部、グループ財務部、グループ資金部、グループ・リスク・マネジメント部)を置いています。

この内、グループ・リスク・マネジメント部は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたるとともに、各種リスクを統括管理します。ここでいう統括管理とは、グループ全体のリスク管理の枠組みを構築し、グループ全体への浸透・定着を図り、リスク管理が適切に行われているかモニタリングを行うこと、およびグループ全体のリスクの計測・分析を行うことを指します。具体的には各種規定の策定と整備を行い、対フロント部門に対してはリスク管理に必要な情報を集め、リスク管理手法に準拠したリスク管理を実施しています。また、経営者に対してはリスクの現況と分析結果を報告します。これらのプロセスに関しては、インターナル・オーディットによる定期的な監査が行われています。

当社では、バーゼルⅡの規制対象となるリスクを含む重要なリスクに関する事項、野村グループの負債構造および資本政策に関する事項、およびリスク管理に係る重要な規程の制定、改廃を目的として、取締役会、経営会議の下に「統合リスク管理会議」（Group Integrated Risk Management Committee）を設置しています。さらに、野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理における重要性の高いポジションおよび個別の事案に関する事項、および野村グループにおけるリスク集中の管理および戦略的なリスク配置に係る事項を目的として、統合リスク管理会議の下に、「リスク審査委員会」（Global Risk Management Committee）を設けています。

リスクの定義および分類

リスクは、業務において損失を生じせしめ資本を毀損する可能性、および業務運営の質（効率性・有効性）が低下することにより当初想定した結果や期待した水準に到達しない可能性と定義します。当社はリスクをポートフォリオ・リスク（保有するポートフォリオ資産の価値が種々の要因で変動、消失し損失を被るリスク）とノン・ポートフォリオ・リスクに分類しています。ポートフォリオ・リスクには市場リスク、信用リスク、プライベート・エ

クイティ・リスク等があります。また、ノン・ポートフォリオ・リスクはオペレーショナルリスクとビジネス・リスクから成ります。さらに、ポートフォリオ・リスクはトレーディングに基づくリスクとトレーディング以外のリスクに分類しています。

当社は各リスク単位での管理に加え、これらリスクをエコノミック・キャピタルとして把握・評価しています。

リスク・コントロール

当社は、各地域のフロント・オフィスでダイナミックなリスク管理を行っています。これら部門が市場状況の変化や各地域のビジネス・ニーズに迅速かつ柔軟に対応するのに最も良い立場にあります。このようにリスクを管理することは、当社のキャピタル・アロケーションの枠組みであるエコノミック・キャピタルのリミット／ガイドライン運用と整合しています。この枠組みは、上位のエコノミック・キャピタルと下位のVaRや個別ビジネスラインに適切な別のリスク指標がリンクする仕組みになっています。エコノミック・キャピタル・ガイドラインはビジネス部門の中核ビジネスに設定します。また、あらかじめ規定された権限にトレーディング活動を収めるようリスク・リミットも設定します。財務的経営資源の管理およびリスク管理を行う部署は、リスク・コントロール・リミット、クレジット・ライン、カントリー・リミット、規制資本リミット、無担保資金調達リミット（UFリミット）等のリミットを設定し、モニタリングしています。また、リスク・マネジメント部署は経営者に対してリスクの状況を報告しています。

(5) 流動性資金調達管理

流動性の管理

概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になること、当社の信用格付けが低下すること、予定外の資金需要の変化に対応できないこと、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができないこと、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、様々な流動性管理規程を定めております。これらには、(1) 適正な負債期間構造の維持、(2) 資金調達ソースの分散、(3) 無担保調達資金の管理、(4) 流動性ポートフォリオの維持、(5) コミットメント・ファシリティーの維持、そして、(6) 非常時の資金調達プランの維持およびテストに関することが含まれております。

経営会議は、当社の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しております。財務統括責任者は、経営会議の決定に基づき、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。グローバル・トレジャリーは、財務統括責任者に報告を行い、経営会議等で決定される資金流動性管理に関する経営方針および決定に当社の資金流動性のモニタリングと管理を行っております。

1) 適正な負債期間構造の維持：当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。こうした負債期間構造の維持が、金融市場の環境変化等に起因して最長1年間にわたり、新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく当社が業務を継続することを可能にしています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レボ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりを使って計算されています。
- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産
- (iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げられた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。更に、追加的な担保要請に備え、取引所等に差し入れられている担保未提供資産もまた、流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 当社規制対象子会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されています。

2) 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、調達する金額の大部分については、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

3) 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリーによって、使用状況はモニタリングされております。

4) 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社は、流動性ポートフォリオを適正に維持しております。当社は、法規制面における制約などからグループ会社間の自由な資金供給ができない場合も有り得るという前提に立ち、流動性ポートフォリオの構成を考えております。

当社は、現金および極めて流動性の高い証券等で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。加えて、流動性ポートフォリオを補完し、担保付調達に使用可能な担保未提供資産を保有しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

5) コミットメント・ファシリティの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。当社は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。これらのファシリティに対する貸出条件や財務制限条項は個別に設定されておりますが、現時点において、当社はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。

6) 非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を有しております。この中で、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えるように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対し

て本CFPの有効性をテストしております。また、当社は、日本銀行や欧州中央銀行等が行う様々な債券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも有しております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高および前第1四半期連結会計期間末残高は、それぞれ5,316億円と6,038億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間において、主にトレーディング関連残高（資産・負債の純額）の増減により、それぞれ2,591億円の減少と4,656億円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間において、銀行貸付金等の増加により、それぞれ946億円の減少と392億円の減少となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間において、借入金の増加等により、それぞれ2,504億円の増加と5,790億円の増加となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

平成21年6月30日現在の資産合計は、平成21年3月31日現在の24兆8,378億円に対し、担保付契約、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資等が増加したことにより、2兆7,019億円増加し、27兆5,397億円となりました。また、平成21年6月30日現在の負債は、平成21年3月31日現在の23兆2,863億円に対し、担保付調達、トレーディング負債、長期借入等の増加により、2兆6,969億円増加し、25兆9,832億円となりました。平成21年6月30日現在の野村ホールディングス株主資本は、平成21年3月31日現在の1兆5,394億円に対し、利益剰余金の増加により、前期末比51億円増加の1兆5,445億円となりました。この結果、当社の財務レバレッジは、平成21年3月31日現在の16.1倍から平成21年6月30日現在の17.8倍に増加しました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的ナリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

以下の表は、当社の野村ホールディングス株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位:十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
野村ホールディングス株主資本	1,544.5	1,539.4
総資産	27,539.7	24,837.8
調整後総資産(1)	17,388.1	16,425.2
レバレッジ・レシオ(2)	17.8倍	16.1倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	11.3倍	10.7倍

(1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この金融コングロマリット監督指針に基づき、平成17年4月より連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-二-六ただし書きに基づき、金融コングロマリット監督指針による監督の下、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成十八年金融庁告示第二十号、以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。

金融コングロマリット監督指針の中で金融コングロマリットは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされています。銀行持株会社告示の準用の開始に伴い所要自己資本に代えてリスク相当額を12.5倍したリスク・アセット額を測定している為、自己資本とリスク・アセットの比率が8%を上回ることをもって、この要件を満たしているか確認しています。平成21年6月30日現在の連結自己資本比率は20.8%となり、要件を満たしました。

平成21年6月30日の連結自己資本比率について、下記に示しております。

(単位：億円)	
自己資本	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)
基本的項目	13,951
補完的項目	6,333
準補完的項目	3,061
控除項目	602
自己資本合計	22,743
リスク・アセット	
信用リスク・アセットの額	39,969
マーケット・リスク相当額を8% で除して得た値	55,995
オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た値	13,068
リスク・アセット合計	109,032
連結自己資本比率	
連結自己資本比率	20.8%
Tier 1比率	12.7%

(6) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,674,838,462	2,745,857,933	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数100株
計	2,674,838,462	2,745,857,933	—	—

(注) 1 提出日(平成21年8月14日)現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日） 第1回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,166(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,166,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,593円
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,593円 資本組入額 797円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由より当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第2回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,230(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,439円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,439円 資本組入額 720円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由より当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	184(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,429円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,429円 資本組入額 715円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	33(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	307(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	307,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	15,223(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,522,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,254円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,254円 資本組入額 627円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	4,928(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	492,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	6,045(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	604,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	18,040(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,804,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,957円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,957円 資本組入額 1,221円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	124(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	18,872(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,887,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	11,518(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,151,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,117円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,117円 資本組入額 1,307円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	18,850(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,885,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,117円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,117円 資本組入額 1,307円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	25,265(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,526,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,604(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	63,110(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,311,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～平成27年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,523(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	7,742(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	774,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,100(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,455円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,455円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	19,720(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,972,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,455円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,455円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第25回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	156(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第27回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	6,770(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	677,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。 ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第28回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	102,930(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,293,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～平成28年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,811(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	11,489(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,148,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

② 新株予約権付社債

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,040
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)（注1）	238,258,877
新株予約権の行使時の払込金額（注1）	1株当たり436.50円
新株予約権の行使期間（注2）	平成21年1月5日～平成26年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 436.50円 資本組入額 218.25円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、要項に定める本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、要項に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、承継新株予約権は本新株予約権付社債についての社債に付された新株予約権となり（承継新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を以下「承継新株予約権付社債」という。）当該本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となり、本新株予約権付社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
新株予約権付社債の残高（百万円）	104,000

(注) 1 本新株予約権付社債の発行後、当社が転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合等、その他一定の事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

本新株予約権付社債の払込期日から起算して90日目の日までの間に、条件決定日に適用のある転換価額を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者を募集する場合等および、その他一定の事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = 1 \text{株当たりの払込金額} \times 1.10$$

要項に定める特別配当を実施する場合には、要項に定める方法により転換価額を調整します。

組織再編行為による繰上償還および上場廃止等による繰上償還を実施する場合には要項に定める方法により転換価額を減額します。

2 ただし、要項の定めにより繰上償還される場合には、当該償還期日の2銀行営業日前の日までとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注)	13,745,702	2,674,838,462	3,000,000	324,764,852	3,000,000	254,469,328

(注) 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在の株主名簿により、平成21年3月31日に大株主であったステートストリートバンクアンド
トラストカンパニー505225は大株主でなくなり、以下の学校法人川崎学園が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
学校法人川崎学園	岡山県倉敷市松島577	25,000	0.93

当第1四半期連結会計期間において、平成21年5月21日付でフィデリティ投信株式会社および同社グループ1社
から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年5月15日現在で以下の株式を所有している旨の報
告を受けておりますが、当社として平成21年6月30日における実質所有株式数が確認できません。なお、大量保有
報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラ スタワー	76,396	2.87
エフエムアール エルエルシー	米国 マサチューセッツ州ボストン、デヴ オンシャー・ストリート82	61,554	2.31
計	—	137,950	5.18

平成21年6月30日現在の大株主の状況は以下のとおりであります。

平成21年6月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	178,567	6.68
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	150,478	5.63
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	141,854	5.30
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエヌエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	57,958	2.17
ザバンクオブニューヨーク メロンアズデポジタリー バンクフォーデポジタリー レシートホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーズストリート101 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン気 付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	43,855	1.64
ザチェースマンハッタンバンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国カリフォルニア州 ビバリー・ヒルズ ノースクレセントドライブ360 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	36,678	1.37
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	28,783	1.08
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	27,937	1.04
学校法人川崎学園	岡山県倉敷市松島577	25,000	0.93
インベスターズバンクウェスト トリーティ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン クラレンドンストリート200 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	21,981	0.82
計	—	713,091	26.66

(注) 1 当社は、平成21年6月30日現在、自己株式を52,943千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 インベスターズバンクウェストトリーティは、名称をステートストリートバンクウェストトリーティに名称を変更しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,942,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,616,935,100	26,160,993	—
単元未満株式	普通株式 1,960,662	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,674,838,462	—	—
総株主の議決権	—	26,160,993	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式84株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	52,942,700	—	52,942,700	1.98
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000	—	2,000,000	0.07
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	—	1,000,000	0.04
計	—	55,942,700	—	55,942,700	2.09

(注) このほか、株主名簿上はジョインベスト証券株式会社名義になっていますが、実質的に所有していない株式が835,800株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	649	734	934
最低(円)	498	589	712

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社はその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		531,580	613,566
定期預金		175,914	537,084
取引所預託金および その他の顧客分別金		158,370	272,059
計		865,864	1,422,709
貸付金および受取債権：			
貸付金	※3		
(平成21年6月30日現在 54,924百万円、 平成21年3月31日現在 12,431百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)		653,696	519,179
顧客に対する受取債権		40,330	23,619
顧客以外に対する受取債権		990,585	1,103,974
貸倒引当金		△ 6,606	△ 3,765
計		1,678,005	1,643,007
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券		4,966,657	2,657,151
借入有価証券担保金		5,184,901	5,755,467
計		10,151,558	8,412,618
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※3,4		
(平成21年6月30日現在 3,466,338百万円、 平成21年3月31日現在 2,851,759百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成21年6月30日現在 21,016百万円、 平成21年3月31日現在 21,189百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)		12,761,442	11,348,747
プライベート・エクイティ投資	※3		
(平成21年6月30日現在 62,108百万円、 平成21年3月31日現在 62,108百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)		336,050	323,865
計		13,097,492	11,672,612
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備			
(平成21年6月30日現在 224,677百万円、 平成21年3月31日現在 225,475百万円の 減価償却累計額控除後)		355,283	357,256
トレーディング目的以外の負債証券	※3	253,782	244,027
投資持分証券	※3	127,445	118,902
関連会社に対する投資および貸付金		243,956	243,474
その他	※3,7	766,315	723,243
計		1,746,781	1,686,902
資産合計		27,539,700	24,837,848

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成21年6月30日現在 33,455百万円、 平成21年3月31日現在 36,304百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3	1,103,220	1,183,374
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		406,026	403,797
顧客以外に対する支払債務		319,526	398,187
受入銀行預金		493,828	440,334
計		1,219,380	1,242,318
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券		6,797,673	5,000,787
貸付有価証券担保金		3,022,663	2,243,152
その他の担保付借入		1,825,420	2,914,015
計		11,645,756	10,157,954
トレーディング負債	※3,4	5,617,886	4,752,054
その他の負債	※3,7	456,633	467,574
長期借入 (平成21年6月30日現在 1,141,748百万円、 平成21年3月31日現在 913,790百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3	5,940,361	5,483,028
負債合計		25,983,236	23,286,302
コミットメントおよび偶発事象	※11		
野村ホールディングス株主資本：			
資本金			
無額面			
授權株式数			
平成21年6月30日現在 6,000,000,000株			
平成21年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数			
平成21年6月30日現在 2,674,838,462株			
平成21年3月31日現在 2,661,092,760株			
発行済株式数(自己株式控除後)			
平成21年6月30日現在 2,620,759,254株			
平成21年3月31日現在 2,604,779,843株		324,765	321,765
資本剰余金		350,703	374,413
利益剰余金		1,043,638	1,038,557
累積的その他の包括損益		△ 100,755	△ 118,437
計		1,618,351	1,616,298
自己株式(取得価額)			
自己株式数			
平成21年6月30日現在 54,079,208株			
平成21年3月31日現在 56,312,917株		△ 73,881	△ 76,902
野村ホールディングス株主資本合計		1,544,470	1,539,396
非支配持分		11,994	12,150
資本合計		1,556,464	1,551,546
負債および資本合計		27,539,700	24,837,848

(1) 財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」(以下「基準書第160号」)の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の負債・資本の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		82,198	102,024
投資銀行業務手数料		13,407	29,729
アセットマネジメント業務手数料		42,779	30,331
トレーディング損益		10,515	121,132
プライベート・エクイティ投資関連損益		△ 37,663	△ 2,139
金融収益		117,957	58,427
投資持分証券関連損益		964	9,801
その他		27,719	14,290
収益合計		257,876	363,595
金融費用		122,789	65,236
収益合計(金融費用控除後)		135,087	298,359
金融費用以外の費用：			
人件費		87,910	138,081
支払手数料		18,634	20,043
情報・通信関連費用		33,359	40,160
不動産関係費		15,868	21,992
事業促進費用		7,032	6,256
その他		56,627	40,406
金融費用以外の費用計		219,430	266,938
税引前四半期純利益(△損失)		△ 84,343	31,421
法人所得税等	※10	△ 7,672	20,678
四半期純利益(△損失)		△ 76,671	10,743
差引：非支配持分に帰属する四半期純利益 (△損失)		△ 79	△ 677
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益(△損失)		△ 76,592	11,420

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※8		
基本-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(△損失)		△ 40.14	4.37
希薄化後-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益(△損失)		△ 40.18	1.81

(1) 基準書第160号の適用により、非支配持分に帰属する四半期純利益(△損失)を控除する前の損益を四半期純利益(△損失)として表示しております。また、従来の四半期純利益(△損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益(△損失)として表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結資本勘定変動表】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	182,800	321,765
転換社債型新株予約権付社債の転換	—	3,000
四半期末残高	182,800	324,765
資本剰余金		
期首残高	177,227	374,413
転換社債型新株予約権付社債の転換	—	3,000
自己株式売却損益	1,830	2,124
新株予約権の付与および行使	27	△ 1,805
EITF07-5号初年度適用調整額	—	△ 26,923
転換社債型新株予約権付社債に関連する有利転換条項	—	413
その他の増減(純額)	—	△ 519
四半期末残高	179,084	350,703
利益剰余金		
期首残高	1,779,783	1,038,557
野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益 (△損失)(2)	△ 76,592	11,420
現金配当金(3)	△ 16,223	—
基準書第157号初年度適用調整額	10,383	—
基準書第159号初年度適用調整額	5,258	—
EITF07-5号初年度適用調整額	—	△ 6,339
四半期末残高	1,702,609	1,043,638
累積的その他の包括損益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 28,416	△ 73,469
当期純変動額	30,277	18,408
四半期末残高	1,861	△ 55,061
確定給付年金制度		
期首残高	△ 42,695	△ 44,968
年金債務調整額	△ 152	△ 726
四半期末残高	△ 42,847	△ 45,694
四半期末残高	△ 40,986	△ 100,755
自己株式		
期首残高	△ 80,575	△ 76,902
取得	△ 28	△ 6
売却	6	8
従業員に対する発行株式	2,365	2,960
その他の増減(純額)	△ 52	59
四半期末残高	△ 78,284	△ 73,881
野村ホールディングス株主資本合計		
四半期末残高	1,945,223	1,544,470

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
非支配持分		
期首残高	12,978	12,150
現金配当金	△ 44	△ 50
非支配持分に帰属する四半期純利益(△損失)	△ 79	△ 677
非支配持分に帰属する累積的その他包括損益 為替換算調整額	123	129
子会社株式の売却等	—	441
その他の増減(純額)	1,338	1
四半期末残高	14,316	11,994
資本合計		
四半期末残高	1,959,539	1,556,464

- (1) 基準書第160号の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。
- (2) 基準書第160号の適用により、従来の四半期純利益(△損失)を野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益(△損失)として表示しております。
- (3) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。
- (4) 1株当たり配当金 前第1四半期連結累計期間 8円50銭
当第1四半期連結累計期間 —

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
四半期純利益 (△損失)	△ 76,671	10,743
その他の包括損益：		
為替換算調整額(税引後)	30,400	18,537
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	△ 225	△ 1,182
繰延税額	73	456
計	△ 152	△ 726
その他の包括損益合計	30,248	17,811
包括利益 (△損失)	△ 46,423	28,554
差引：非支配持分に帰属する包括利益 (△損失)	44	△ 548
野村ホールディングス株式会社に帰属する 包括利益 (△損失)	△ 46,467	29,102

(1) 基準書第160号の適用により、非支配持分に帰属する包括利益 (△損失) を控除する前の損益を包括利益 (△損失) として表示しております。また、従来の包括利益 (△損失) を野村ホールディングス株式会社に帰属する包括利益 (△損失) として表示しております。

(2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益(△損失)		△ 76,671	10,743
四半期純利益(△損失)の営業活動に 使用された現金(純額)への調整			
減価償却費および償却費		16,771	17,314
投資持分証券関連損益		△ 964	△ 9,801
繰延税額		△ 9,418	11,794
営業活動にかかる資産 および負債の増減：			
定期預金		△ 25,024	384,415
取引所預託金および その他の顧客分別金		29,871	129,573
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		△ 1,880,424	△ 692,094
トレーディング負債		681,184	446,779
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		1,310,901	△ 617,547
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		984,445	1,407,842
その他の担保付借入		△ 1,608,444	△ 1,088,596
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		75,259	289,455
支払債務		94,325	△ 299,872
未払法人所得税(純額)		△ 57,516	990
その他(純額)		76	△ 250,071
営業活動に使用された現金(純額)		△ 465,629	△ 259,076

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
建物、土地、器具備品および設備の購入		△ 9,790	△ 19,891
建物、土地、器具備品および設備の売却		17	0
投資持分証券の購入		△ 30	—
投資持分証券の売却		359	108
銀行貸付金の増加(純額)		△ 1,948	△ 54,511
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		△ 27,763	△ 20,056
その他投資およびその他資産の増加 (純額)		△ 31	△ 266
投資活動に使用された現金(純額)		△ 39,186	△ 94,616
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
長期借入の増加		820,370	620,361
長期借入の減少		△ 364,173	△ 312,939
短期借入の増加(△減少)(純額)		724	△ 97,820
受入銀行預金の増加(純額)		138,288	40,785
自己株式の売却に伴う収入		31	5
自己株式の取得に伴う支払		△ 28	△ 6
配当金の支払		△ 16,218	—
財務活動から得た現金(純額)		578,994	250,386
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		22,431	21,320
現金および現金同等物の増加(△減少)額		96,610	△ 81,986
現金および現金同等物の期首残高		507,236	613,566
現金および現金同等物の四半期末残高		603,846	531,580

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：			
期中の現金支出額－			
利息の支払額		146,052	77,175
法人所得税等支払額(純額)		59,262	1,082

- (1) 基準書第160号の適用により、非支配持分に帰属する四半期純利益(△損失)を控除する前の損益を四半期純利益(△損失)として表示しております。
- (2) 当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。なお、当第1四半期連結会計期間および連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)において当社が採用している米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第46号改訂「変動持分事業体の連結」(以下「注釈書第46号改訂」)に従い、連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されません。日本会計原則では、ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する場合であっても、一定の要件を満たすときには子会社に該当しないものとしています。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ673百万円(利益)および9,748百万円(利益)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ2,621百万円（損失）および1,598百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ5,099百万円（利益）および14,451百万円（損失）であります。なお、当社の四半期連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。一方、米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。

・転換社債型新株予約権付社債の会計処理

米国会計原則では、転換社債型新株予約権付社債が内包するデリバティブが発行会社の株価にインデックス付けられている場合には一体として負債として処理し、インデックス付けられていない場合にはデリバティブ部分を区分処理し負債として処理します。ただし、区分処理されていない転換社債型新株予約権付社債の転換価格が発行時の株価を下回る場合は、本源的価値部分を資本剰余金として認識し、償還金額との差額は支払利息として每期償却されます。日本会計原則では、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）、もしくは、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は純資産の部に「新株予約権」として計上する方法（区分法）が選択可能です。

2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表：

会計方針の変更

非支配持分の会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」（以下「基準書第160号」）を公表しました。基準書第160号は、連結子会社の少数株主持分を、非支配持分と再定義し、非支配持分を負債や中間項目ではなく資本の構成要素としております。基準書第160号において、支配の変化は公正価値で測定され、会社と非支配持分間の取引における会計上の指針を提供しております。基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する事業年度および当該事業年度の四半期から適用されます。早期適用は容認されておられません。

当社は、基準書第160号を平成21年4月1日より適用いたしました。同基準書は、原則として初年度適用した事業年度の開始時点から将来に向けて適用されますが、例外として表示および開示要請は全ての比較開示期間にわたり遡及適用されます。遡及適用により前第1四半期連結累計期間の四半期純損失を79百万円組み替えているとともに、前連結会計年度末のその他の負債12,150百万円を非支配持分に組み替えて表示しております。

企業結合会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第141号改訂「企業結合」（以下「基準書第141号改訂」）を公表しました。基準書第141号改訂は、企業結合に該当する取引と事象の定義を拡大し、取得資産と偶発債務を含む負債の全てを取得日に決定された公正価値で計上し、その後の変動をのれんではなく損益に反映させること、評価損益の認識時点の変更、取得関連費用を発生時に費用化することを要求するものであります。基準書第141号改訂は、取得日が平成20年12月15日以降に開始する事業年度となる企業結合より、将来に向けて適用されます。早期適用と遡及適用は容認されておられません。

当社は基準書第141号改訂を平成21年4月1日以降の取得日の企業結合から適用いたしました。基準書第141号改訂の適用は当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはないと思っておりますが、将来に企業結合があった場合には当該会計処理に重要な影響が生じる可能性があります。

リパーチェス・ファイナンス契約

平成20年2月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第140号の意見書3「金融資産の譲渡とリパーチェス・ファイナンス取引」（以下「基準書第140号の意見書3」）を公表しました。基準書第140号の意見書3は、金融資産の譲渡と当該譲渡された金融資産に関する買い戻し契約が同時に行われたかあるいは両方の取引が行われることを前提として行われたかにより、一体の取引とみなすか二つの独立した取引とみなすかという導入ガイダンスを示しております。基準書第140号の意見書3は、特定の条件を満たした取引を除き譲渡と関連する買い戻しを一つの取引として認識することを求めています。基準書第140号の意見書3は、平成20年11月16日以降に開始する事業年度およびその事業年度の四半期から将来に向かって適用されます。

当社は、基準書第140号の意見書3を平成21年4月1日より適用いたしました。当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

持分法会計の考慮事項

平成20年11月、米国財務会計基準審議会は、緊急問題専門委員会発行番号08-6号「持分法会計の考慮事項」（以下「EITF08-6」）での合意を承認しました。EITF08-6は、特定の取引の会計処理を明記するとともに、持分法適用対象投資に対する減損の考慮について規定しております。EITF08-6は、平成20年12月15日以降に開始する事業年度およびその事業年度の四半期から将来に向かって適用されます。

当社は、EITF08-6を平成21年4月1日より適用いたしましたが、当社の四半期連結財務諸表に重要な影響ははありませんでした。

1 株当たり利益の計算の改訂

平成20年6月、米国財務会計基準審議会は、緊急問題専門委員会発行番号03-6号意見書1「株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断」（以下「EITF03-6意見書1」）を発行しました。EITF03-6意見書1は、権利を喪失しない配当または配当と同等の権利（支払われたか未払いかに係らず）が含まれる株式報酬取引で付与された商品は、権利確定前に参加型証券となり、そのため財務会計基準書第128号「1株当たり利益」に記載されている二段階法に従った基本1株当たり利益を計算する際の利益配分に含めなければならない旨を明記しております。分配されたかどうかに関らずすべての利益は、その各々の配当受領権に基づき普通株主および参加型証券に割り当てられます。EITF03-6意見書1は、平成20年12月16日以降に開始される事業年度ならびに当該事業年度の四半期より適用され、過去の1株当たりの利益はすべて遡及的に調整されます。

当社は、EITF03-6意見書1を平成21年4月1日より適用いたしましたが、当社の基本的および希薄化後1株当たりの利益の計算に重要な影響はありませんでした。

企業自身の株式に連動した商品

平成20年6月、米国財務会計基準審議会は、緊急問題専門委員会発行番号07-5「ある商品（または組込商品）が企業自身の株式にインデックス付けられているかどうかの決定」（以下「EITF07-5」）での合意を承認しました。EITF07-5は、株式に連動した金融商品（または組込商品）が企業自身の株式にインデックス付けられているかどうかを判定するためのガイダンスを示しております。組込商品の区分処理をしなくて良い「企業自身の株式にインデックス付けられている」かの判定は、特定の事象の発生などによる条件変更条項の評価、ならびに決済額の決定に関する条項の評価に基づいて行われます。EITF07-5は、平成20年12月16日以降に開始する事業年度から期中を含む期間において発効となりました。

当社は、EITF07-5を平成21年4月1日より適用いたしました。当該基準の適用に伴い、平成20年12月に発行した野村ホールディングス株式会社120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付されていた一部の転換価格の修正に関わる条項が当社の株式にインデックス付けられていないと判断されました。この結果、当該社債の転換権を区分処理し、その後、当該転換価格修正条項の有効期間の満了に伴い区分処理された転換権を資本剰余金に振り替える調整を当期期首に行ったため、長期借入、利益剰余金およびその他のその他の資産—その他の金額が調整されております。なお、当該調整による当期期首利益剰余金への影響は6,339百万円（減額）でした、またEITF07-5を適用しなかった場合の当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純利益と野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益への影響はそれぞれ4,184百万円（減額）と2,468百万円（減額）であり、基本ならびに希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益（△損失）はそれぞれ3.43円と△9.79円となります。

希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益に関しては、「注記8 1株当たり四半期純利益」をご参照ください。

退職後給付制度資産の開示の拡充

平成20年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第132号改訂の意見書1「退職後給付制度資産についての事業主の開示」（以下「基準書第132号改訂の意見書1」）を公表しました。基準書第132号改訂の意見書1は、年次での年金制度資産の開示を拡充することにより財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）に基づく開示との整合性を持たせるものです。特に、報告主体は、年金制度資産を3つの公正価値階層レベルに区別し、レベル3に分類される年金制度資産については、公正価値の変動を開示することが求められています。基準書第132号改訂の意見書1は、平成21年12月16日以降に終了する事業年度から将来に向かって適用されます。

当社は、基準書第132号改訂の意見書1を平成22年3月31日に終了する事業年度の年次連結財務諸表より適用する予定であります。基準書第132号改訂の意見書1は、開示に関する規定であるため、年金制度資産および給付債務の会計処理には影響がありません。そのため、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込です。

活発でない市場における公正価値測定

平成21年4月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号の意見書4「資産および負債の市場の取引量および活動レベルが著しく下落している場合における公正価値の決定ならびに通常でない取引の識別」（以下「基準書第157号の意見書4」）を発行しました。基準書第157号の意見書4は、資産および負債の市場の取引量および活動レベルが著しく下落している場合における公正価値の決定についてのガイダンスを提供し、基準書第157号に従って測定される金融資産および負債についての情報開示の拡充を義務付けております。基準書第157号の意見書4は、早期適用しない限り平成21年6月16日以降に終了する期中および年次の会計期間から発効となり、将来に向かって適用されます。

当社は、平成21年4月1日に基準書第157号の意見書4を適用いたしました。公正価値測定のガイダンスは、当社の既存の評価方法と整合的であるため、当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

金融商品の公正価値についての期中開示

平成21年4月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第107号の意見書1および会計原則審議会意見書28号の意見書1（以下「基準書第107号の意見書1および審議会意見書28号の意見書1」）を発行しました。基準書第107号の意見書1および審議会意見書28号の意見書1は、すべての金融資産に関して、当該期間において公正価値の測定方法ならびに重要な仮定を含む公正価値の定量的および定性的情報開示を四半期ごとに要求しております。これらの開示は、従来は年次でのみ要求されていたものです。基準書第107号の意見書1および審議会意見書28号の意見書1は、平成21年6月16日以降に終了する四半期から将来に向かって適用され、または意見書第157号の意見書4とともに早期適用を選択した場合には（当社では行っていないものの）早期適用が可能です。

当社は、基準書第107号の意見書1および審議会意見書28号の意見書1を平成21年4月1日より適用いたしました。基準書第107号の意見書1および審議会意見書28号の意見書1は、公正価値の決定に影響はなく、期中財務諸表への公正価値情報の開示に関する規定であるため、当社の四半期連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

後発事象

平成21年5月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第165号「後発事象」（以下「基準書第165号」）を公表しました。基準書第165号は、貸借対照表日の後から財務諸表が公表される、または公表が可能となる前までに生じた事象に対する会計処理および開示を規定しております。特に、基準書第165号は、

- ・ 貸借対照表日以降に発生しうる財務諸表において潜在的に認識または開示の可能性のある事象または取引の行われる期間
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象あるいは取引を報告主体が財務諸表上で認識すべき状況
- ・ 貸借対照表日後の事象または取引に関する開示

について定義しております。

基準書第165号は、平成21年6月16日以降に終了する事業年度および四半期から将来に向かって適用されます。当社は、平成21年4月1日に適用いたしましたが、当社の四半期連結財務諸表へ重要な影響はありませんでした。

将来の会計基準の進展

将来において適用を予定する、当社に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

米国基準の編纂

平成21年6月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第168号「財務会計基準審議会会計原則編纂と一般に公正妥当と認められた会計原則の階層-基準書162号の後継」（以下「基準書第168号」）を承認しました。基準書第168号は、会計原則に関わる様々な種類の意見書を権威によりレベル別に分ける定義をする既存のガイダンスに代わるものです。これは、現行の会計原則を米国財務会計基準審議会会計原則編集（以下「編纂」）として一元化するプロジェクトの一環であります。米国財務会計基準審議会が編纂を進めた主な目的は、米国の会計原則の公式文献の利用を簡素化するために文献を一箇所に集めることです。編纂は現行の原則を忠実に反映するものであり、新しい指針を示すものではありません。

基準書168号は平成21年9月16日以降に終了する期中および年次期間から発効します。当社では平成21年7月1日より始まる四半期より編纂の適用が必要となりますが、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込です。

金融資産の譲渡

平成21年6月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第166号「金融資産の譲渡についての会計処理—基準書140号の改訂」（以下「基準書第166号」）を発行しました。基準書第166号は、金融資産の消滅についての要件を変更し、適格特別目的事業体の概念を削除し、金融資産の譲渡および譲渡人が売却取引として会計処理した金融資産の譲渡に対する継続的関与についての追加的開示を要求しております。

当該金融資産の消滅の要件として、金融資産の一部が売却取引として認識される場合につき新しい制限や譲渡資産の隔離が生じたことを法的観点から確認するための要件の明確化などが含まれています。適格特別目的事業体の概念が削除されたため、当社が適用日にそれら事業体の変動持分を保有している場合には、そのような事業体の連結について、後述する財務会計基準書第167号「注釈書第46号改訂の変更」（以下「基準書第167号」）によって提供される改訂されたガイダンスによることとなります。

基準書第166号は、平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度の期首より発効となります。金融資産の譲渡についての基準書第166号の改訂ガイダンスの適用は、発効日以降、将来に向かって適用されます。

当社は、平成22年4月1日に基準書第166号の適用を予定しており、現在、基準書第166号が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

変動持分事業体の連結

平成21年6月、米国財務会計基準審議会は、基準書第167号を発行しました。基準書第167号は、変動持分事業体を連結すべきかどうかを判断する際の現行のガイダンスを改訂するものであります。

基準書第167号は、変動持分事業体を連結しなければならないかどうかを判断する際に定性的分析の実施を会社に求めています。もし会社が変動持分事業体の最も重要な活動を支配し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務を与える持分を有しているのであれば、会社はその事業体を連結しなければなりません。新しい定性的アプローチの下では、期待損益に対する定量的分析は、それのみでは決定要因とはなりません。基準書第167号はまた、変動持分事業体の連結・非連結を継続的に評価することを求め、事業体の開始時および再考慮のきっかけとなる特定の事象が発生した時だけに評価を要求する現行のガイダンスとは異なっております。

基準書第167号は、平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となります。早期適用は容認されておられません。

基準書第167号では、資産、負債および適用日において事業体を連結したことから生じる非支配持分が、帳簿価額（適用日以前において基準書第167号に従ってあたかも当該事業体が連結されていたかのように）、公正価値または未払元本残高のいずれで評価されるべきかを決定する特別な初年度適用条項を含んでおります。一定の場合には、連結によって貸借対照表に追加された純額と非連結基準で従来認識されていた金額との差額は、利益剰余金の累積的調整として認識されます。基準書第167号は、過去に公表された財務諸表に対して利益剰余金の累積的調整をすることにより、任意に遡及的適用が可能です。

当社は、平成22年4月1日に基準書第167号の適用を予定しており、現在、基準書第167号が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

3 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。

全ての公正価値は、財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクは、日本国政府、EU加盟各国政府、米国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しております。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、前連結会計年度末26%、当第1四半期連結会計期間末27%となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関の債券の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)					
	日本	米国	欧州	その他	合計
政府債・地方債および政府系機関債	3,692	923	2,750	168	7,533

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)					
	日本	米国	欧州	その他	合計
政府債・地方債および政府系機関債	4,005	396	1,803	184	6,388

公正価値の階層

基準書157号は、公正価値評価の方法に使用されるデータについて市場での観察可能性に応じた優先順位を定めた公正価値の階層を規定しました。基準書第157号は、公正価値の算定に際して観察可能なデータの使用を最大化し観察可能でないデータの使用を最小化するように要求しております。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は、最も優先的なデータを表し、レベル3は最も優先的でないデータを表しております。

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における同一の資産および負債に対する未調整の取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。

レベル1のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・G7の政府および米国政府機関証券
- ・東京証券取引所の市場第一部に上場されている株式
- ・流動性のある取引所で取引される持分証券

レベル2

活発でない市場、または直接・間接を問わず観察可能な他の重要なデータを含んでいる取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において当社から独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル2のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・観察可能なデータを用いた評価技法により評価された（政府および企業が発行するものを含む）負債証券
- ・観察可能なデータを用いて評価された仕組債
- ・流動性のない取引所で取引される持分証券
- ・観察可能なパラメータを用いて評価されたデリバティブ商品

レベル3

金融商品の公正価値測定時に観察不能なデータが全体的に重要である場合、観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

レベル3のデータを用いて評価される公正価値評価の金融商品には以下のものが含まれます。

- ・モーゲージおよびモーゲージ担保証券
- ・重要な観察不能なデータを用いて評価した仕組債
- ・重要な観察不能なパラメータを用いて評価した貸付金
- ・プライベート・エクイティ投資
- ・重要な観察不能なパラメータを用いて評価したデリバティブ商品

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、重要な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似の商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、例えば現在のデータが取得できる頻度および量による信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないまたは観察可能でないパラメータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、二つの上位レベルの商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

公正価値評価の階層を決定する際には、当社の判断で市場が活発であるかどうかを決定する必要があります。市場が活発であるかどうかを判断するための重要な基準には、取引数、他の市場参加者による価格決定の頻度、他の市場参加者間で取引される価格の信頼性、および公表された情報の量が含まれます。

特定の金融商品の公正価値評価に利用可能な複数の評価データは、各々公正価値評価の階層において異なるレベルになる可能性があります。そのような場合には、開示上、当該商品は全額その公正価値の測定にとって重要であるデータのうち最も低いレベルに分類されます。

当社は平成21年4月1日に基準書第157号の意見書4を適用しましたが、前連結会計年度末および前第1四半期連結累計期間に関する下記の開示は、基準書第157号の意見書4以前の開示方法に準拠しております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産負債の当第1四半期連結会計期間末および前連結会計年度末のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)				
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	当第1四半 期連結会計 期間末残高
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ (2)	436	755	328	—	1,519
プライベート・エクイティ (2)	3	0	333	—	336
日本国債	3,617	—	—	—	3,617
日本地方債・政府系機関債	62	13	0	—	75
外国国債・地方債・政府系機関債	3,131	669	41	—	3,841
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	154	1,011	272	—	1,437
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	9	—	10
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	20	30	13	—	63
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	—	197	—	197
債務担保証券 (CDO)	—	3	20	—	23
受益証券等	19	31	2	—	52
デリバティブ取引	768	11,279	896	△ 11,016	1,927
小計	8,210	13,792	2,111	△ 11,016	13,097
貸付金および受取債権 (3)	0	51	4	—	55
その他の資産	348	67	49	—	464
合計	8,558	13,910	2,164	△ 11,016	13,616
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	627	111	0	—	738
日本国債	1,763	—	—	—	1,763
外国国債・地方債・政府系機関債	1,064	193	—	—	1,257
銀行および事業会社の負債証券	—	161	—	—	161
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	24	—	—	24
デリバティブ取引	903	10,919	803	△ 10,950	1,675
小計	4,357	11,408	803	△ 10,950	5,618
短期借入 (4) (5)	3	74	1	—	78
支払債務および受入預金 (6)	—	0	△ 1	—	△ 1
長期借入 (4) (5) (7)	45	601	34	—	680
その他の負債	35	14	—	—	49
合計	4,440	12,097	837	△ 10,950	6,424

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成21年 3月31日 残高
	レベル 1	レベル 2	レベル 3			
資産：						
トレーディング資産						
およびプライベート・エクイティ投資						
エクイティ						
(含むプライベート・エクイティ) (2)	271	592	606	—	1,469	
負債証券および貸付金	6,007	1,401	793	—	8,201	
受益証券等	19	35	6	—	60	
デリバティブ取引	638	15,581	1,691	△ 15,967	1,943	
貸付金および受取債権(3)	0	8	4	—	12	
その他の資産	285	54	50	—	389	
合計	7,220	17,671	3,150	△ 15,967	12,074	
負債：						
トレーディング負債						
エクイティ	413	117	1	—	531	
負債証券	2,355	250	0	—	2,605	
受益証券等	1	—	—	—	1	
デリバティブ取引	722	15,192	1,424	△ 15,724	1,614	
短期借入(4)(5)	9	28	8	—	45	
支払債務および受入預金(6)	—	0	△ 1	—	△ 1	
長期借入(4)(5)(7)	39	485	△ 81	—	443	
その他の負債	—	1	—	—	1	
合計	3,539	16,073	1,351	△ 15,724	5,239	

- (1) 財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理（以下「注釈書第39号」）」に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および財務会計基準審議会注釈書第39号の意見書1「米国財務会計基準審議会注釈書第39号の修正（以下「注釈書第39号の意見書1」）」に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改訂を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション（以下「基準書第159号」）」のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (4) 財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (5) 財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」（以下「基準書第133号」）のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (6) 基準書第133号のもとで区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理（以下「基準書第140号」）」の規定上譲渡に該当しない譲渡取消による担保付借入を含んでおり、当該負債について基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択しております。

レベル3金融資産負債

レベル3の金融資産負債は、市場で観察困難な指標が公正価値算定に重要な影響を与える金融商品で成り立っております。金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされており、以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産負債の公正価値は、市場で観察困難な指標と観察可能な指標を両方使用して算定されます。したがって、以下の表は観察困難な指標の変動による損益と観察可能な指標の変動による損益の両方が反映されております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3の金融資産負債の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益と推移を示しております。

(単位：十億円)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)								
実現および未実現損益合計								
前第1 四半期 期首残高	トレー ディング損 益	投資持分証 券 および プライベート・エクイ ティ投資関 連損益 (1)	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現損 益 合計	購入(発 行) /売却(償 還)、およ び現金の授 受(2)	レベル3 への/から の移動 (3)	平成20年 6月30日 残高	
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ投資(含むプライベート・エクイティ)								
802	2	△ 37	0	△ 35	105	10	882	
負債証券および貸付金								
783	△ 12	—	1	△ 11	145	△ 72	845	
受益証券等								
21	0	—	—	0	△ 3	1	19	
デリバティブ取引(純額)								
121	△ 71	—	—	△ 71	△ 59	42	33	
貸付金および受取債権								
4	0	—	—	0	6	5	15	
その他の資産								
59	0	—	0	0	4	0	63	
合計	△ 81	△ 37	1	△ 117	198	△ 14	1,857	
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ投資								
1	0	—	—	0	0	△ 1	0	
短期借入								
15	0	—	—	0	2	△ 15	2	
長期借入								
△ 59	△ 109	—	—	△ 109	△ 33	△ 19	△ 2	
合計	△ 109	—	—	△ 109	△ 31	△ 35	0	

(単位：十億円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

	実現および未実現損益合計								平成21年 6月30日 現在残高
	当第1 四半期 期首残高	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベ ー ト・ エ ク イ テ ィ 投 資 関 連 損 益	金融収 益/ 金融 費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償 還)、お よび現金 の授受 (2)	レベル3 への/ からの 移動 (3)	
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	284	△ 36	—	—	△ 0	△ 36	77	3	328
プライベート・エクイティ	322	—	—	△ 4	—	△ 4	15	—	333
日本地方債・政府系機関債	0	—	—	—	—	—	0	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	34	2	—	—	—	2	0	5	41
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	485	△ 6	—	—	0	△ 6	△ 179	△ 28	272
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	12	0	—	—	—	0	△ 3	—	9
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	12	0	—	—	—	0	1	—	13
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	234	△ 3	—	—	—	△ 3	△ 34	—	197
債務担保証券(CDO)	17	0	—	—	—	0	3	—	20
受益証券等	5	1	—	—	—	1	△ 4	—	2
デリバティブ取引(純額)	267	△ 37	—	—	—	△ 37	△ 131	△ 6	93
小計	1,672	△ 79	—	△ 4	0	△ 83	△ 255	△ 26	1,308
貸付金および受取債権	4	0	—	—	—	0	△ 0	—	4
その他の資産	50	△ 0	0	—	—	△ 0	△ 0	△ 1	49
合計	1,726	△ 79	0	△ 4	0	△ 83	△ 255	△ 27	1,361
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
小計	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
短期借入	8	6	—	—	—	6	△ 1	0	1
支払債務および受入預金	△ 1	△ 0	—	—	—	△ 0	—	—	△ 1
長期借入	△ 81	23	—	—	—	23	140	△ 2	34
合計	△ 73	29	—	—	—	29	139	△ 3	34

(1) 四半期連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他への計上を含みます。

(2) 外国為替の変動による影響を含みます。

(3) 「レベル3への / からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、四半期連結貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			
	トレーディング 損益	投資持分証券 および プライベート・ エクイティ投資 関連損益 (1)	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：				
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 投資				
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	△ 3	△ 39	0	△ 42
負債証券および貸付金	△ 10	—	—	△ 10
受益証券等	—	—	—	—
デリバティブ取引(純額)	△ 79	—	—	△ 79
貸付金および受取債権	△ 1	—	—	△ 1
その他の資産	0	—	—	0
合計	<u>△ 93</u>	<u>△ 39</u>	<u>0</u>	<u>△ 132</u>
負債：				
トレーディング負債				
エクイティ	0	—	—	0
短期借入	0	—	—	0
長期借入	△ 67	—	—	△ 67
合計	<u>△ 67</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>△ 67</u>

(単位：十億円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)				
	トレーディング 損益	投資持分証券 関連損益等 (1)	プライベート ・エクイテ ィ投資関連損 益	金融収益/金 融費用	未実現損益合 計
資産:					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	6	—	—	△ 0	6
プライベート・エクイティ	—	—	△ 4	—	△ 4
外国国債・地方債・政府系機関債	△ 3	—	—	—	△ 3
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	53	—	—	—	53
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	—	—	—	0
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	—	—	—	0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	△ 5	—	—	—	△ 5
債務担保証券 (CDO)	0	—	—	—	0
受益証券等	1	—	—	—	1
デリバティブ取引 (純額)	△ 89	—	—	—	△ 89
小計	△ 37	—	△ 4	△ 0	△ 41
貸付金および受取債権	0	—	—	—	0
その他の資産	△ 0	0	—	—	△ 0
合計	△ 37	0	△ 4	△ 0	△ 41
負債:					
トレーディング負債					
エクイティ	0	—	—	—	0
小計	0	—	—	—	0
短期借入	△ 1	—	—	—	△ 1
支払債務および受入預金	△ 0	—	—	—	△ 0
長期借入	△ 13	—	—	—	△ 13
合計	△ 14	—	—	—	△ 14

流動性が一時的に欠如している市場環境は、当社の金融商品の評価に対して重要な特定の指標の観察可能性を著しく減少させております。例えば特定の為替の変動率、クレジットスプレッドなどは当第1四半期連結会計期間末には観察可能ではありませんでした。

上述のとおり、レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察もしくは立証できない特定の指標によって決まります。例えば、取引が活発ではない市場で取引される特定の金融商品がこうしたケースに該当します。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、金融商品の取引件数が低調である、直近の取引価格提示がない、市場での取引価格と時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている、公開されている情報が少ない、などが挙げられます。観察可能ではない指標には、デリバティブ取引ではボラティリティリスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能な指標として考えられます。市場で観察不能な指標を適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

上述した不確実性により、レベル3の金融商品の公正価値には幅があると考えられます。こうした金融商品の個別の評価は、当社が定めた評価方針および手続きに則り、市場環境一般に対する経営判断に基づいて行われます。合理的に考えられうる代替的な仮定をレベル3の金融商品の評価に用いた場合には、公正価値に大きな影響が生じることになります。

当第1四半期連結累計期間の経営成績に対して、レベル3の資産から生じた損失83十億円は重要な影響を与えましたが、かかる影響はレベル3の負債から生じた収益29十億円と、当社の流動性と資金調達の管理により軽減されています。

レベル3の資産の評価が市場全体のセンチメント、信用、金利、為替、相関リスクを含むがこれらに限定されるわけではない様々な要素により変動することに伴い、現在の評価額は市場の状況がさらに悪化した場合、引き続き下落することがあり得ます。一方、状況が改善した場合レベル3資産の評価が改善することが予想されます。

金融商品の公正価値オプション

基準書第159号は、特定の選択日において、企業が通常公正価値で測定していない適格の金融資産と金融負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に企業が特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における当該項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。基準書第159号は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品に対する会計上の取り扱いを変更させる事象が生じた時に、個別商品ごとに選択することを容認しております。また、基準書第159号は、類似の資産負債において異なった測定方法を選択した企業間の比較を可能とするための開示方法も規定しております。

企業は、適用日に存在する適格の資産および負債に対し公正価値オプションを選択した場合、その帳簿価額と公正価値との差額を期首利益剰余金の累積的影響調整として報告することとなります。基準書第159号は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度から発効となり、当社は平成20年4月1日より適用しました。当社が公正価値オプションを適用している金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金。当社は、貸付金のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・基準書第140号の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。当社は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、当社のエクスポージャーがないもしくはある場合も少額ではあるものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

・適用日以後に発行されたすべての仕組債。基準書第159号は、基準書第155号と同様の会計処理と開示の要件を含んでいるため、当社は適用日以降に発行される仕組債の全てについて基準書第159号を適用しました。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書の変動を軽減することを目的として公正価値オプションを選択しております。また、連結変動持分事業体が発行した社債に対しても同様の目的により、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、市場価格の変動損益の一部となる場合はトレーディング損益に、そうでない場合には金融収益または金融費用に計上されます。

以下の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間について、基準書第155号および第159号のもとで公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
トレーディング資産 (1)	0	△ 0
プライベート・エクイティ	—	—
貸付金および受取債権	1	0
合計	<u>1</u>	<u>△ 0</u>
負債：		
短期借入 (2)	1	△ 4
長期借入 (2) (3)	23	△ 28
合計	<u>24</u>	<u>△ 32</u>

- (1) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (2) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (3) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおります。

当社は普通株式への出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、プライベート・エクイティ投資に含めております。

当社は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジットスプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュフローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する前第1四半期連結累計期間の損益は、主にクレジットスプレッドの拡大により八十億円の収益となりました。当第1四半期連結累計期間の損益は、主にクレジット

スプレッドの縮小により23十億円の損失となりました。また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、前連結会計年度末では1十億円上回っており、当第1四半期連結会計期間末では1十億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたもしくは未収利息の計上を休止したものはありませんでした。

また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額に対して、前会計年度末では14十億円下回っており、当第1四半期連結会計期間末では12十億円下回っております。

見積り公正価値

公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に1年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金

貸付金は公正価値オプションが選択されたものを除いて、通常当社が組成した貸付金に関する繰延収益および費用、購入した貸付金に関する未償却プレミアムもしくはディスカウント、控除されるべき貸倒引当金等の控除により調整された価額によって測定されております。貸付の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。市場取引価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。

下記に示した表では、貸付金の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

	(単位：十億円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸付金	648	643	516	507

長期借入

長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は基準書第155号、159号に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入価額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には市場取引価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、長期借入の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。

	(単位：十億円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	5,940	5,719	5,483	5,196

4 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また特定のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外貨、金利およびその他資本市場商品にかかる先物、先渡、スワップおよびオプション取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っております。

当社は、多種多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行っております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多種多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先渡および先物取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るといった信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、当社が保有する相対する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた当社の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。当社は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットティング契約」）を交わしております。マスター・ネットティング契約により、特定の状況下で倒産隔離が可能となり、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を店頭取引で相対に取引する際に生じる評価損益の額を注釈書第39号および注釈書第39号の意見書1に従い取引相手ごとに純額表示することおよび現金担保と相殺表示することが可能となります。

前連結会計期間末におけるデリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、680十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、923十億円であります。当第1四半期連結会計期間末のデリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、552十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、618十億円であります。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、トレーディング目的以外の負債証券、顧客への貸付金およびその他資産ならびに発行社債等、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の市場リスクを管理することであり、一定期間内に満期を迎えるもしくは条件の再設定が行われる当社の利付もしくは外貨建の資産と負債との間に差額が生ずる範囲内において、当社は金利および為替相場の変動による影響を受けるおそれがあります。相場変動による影響を管理するため、当社はデリバティブ金融商品を利用しております。

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の満期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。また当社は、顧客への貸付金を含む一定の資産の金利特性を変更する目的でも金利スワップを利用しております。トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、当社の店頭デリバティブ取引に関するエクスポージャーを主な業種である金融機関について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に当社が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	10,404	△ 8,500	△ 557	1,347

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	13,511	△ 11,962	△ 887	662

デリバティブ活動

次の表では、デリバティブの想定元本と公正価値により、当社のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前またはデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引 (2)				
エクイティデリバティブ	11,492	1,042	11,134	1,084
金利デリバティブ (3)	185,559	9,133	199,718	8,582
信用デリバティブ	22,567	2,371	27,274	2,140
為替取引	35,041	313	24,673	347
商品デリバティブ	55	9	27	9
その他のデリバティブ	2,033	75	1,668	31
合計	256,747	12,943	264,494	12,193
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引 (4)				
金利デリバティブ	848	22	80	0
合計	848	22	80	0

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引 (2)				
エクイティデリバティブ	8,286	878	8,963	860
金利デリバティブ (3)	186,151	11,195	192,117	10,421
信用デリバティブ	49,587	5,512	49,409	5,137
為替取引	28,799	270	15,193	405
商品デリバティブ	70	23	68	23
その他のデリバティブ	904	32	794	30
合計	273,797	17,910	266,544	16,876

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引
(4)

金利デリバティブ	646	18	94	1
合計	646	18	94	1

(1) 基準書第133号に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) デリバティブ資産はトレーディング資産に含まれております。デリバティブ負債はトレーディング負債、区分処理された組込デリバティブは短期借入、長期借入に含まれております。

(3) 金利デリバティブに加え、為替リスクを参照するデリバティブを含んでおります。

(4) ヘッジ活動に関するデリバティブ取引はその他の資産—その他およびその他の負債に含まれております。

次の表は四半期連結損益計算書に含まれるデリバティブ関連の損益を表しております。

(単位：十億円)	
当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
トレーディング損益	
トレーディングに関するデリバティブ取引 (1)	
エクイティデリバティブ	78
金利デリバティブ (2)	75
信用デリバティブ	△ 24
為替取引	20
商品デリバティブ	0
その他のデリバティブ	5
合計	154
(1) 組込デリバティブのトレーディング損益を含んでおります。	
(2) 金利デリバティブに加え、為替リスクを参照するデリバティブを含んでおります。	

(単位：十億円)	
当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
金融収益/金融費用	
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引	
金利デリバティブ	5
合計	5
ヘッジ対象の損益	
長期借入	△ 5
合計	△ 5

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

当社は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求める条項が含まれています。

前連結会計期間末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,578十億円となり、629十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は13十億円です。当第1四半期連結会計期間末では、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,489十億円となり、504十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は10十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとはある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくはある企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・デリバティブの売り手は損失を被るリスクがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブは当社が第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであり、保証型の契約の保証者、オプション型の契約でのクレジット・プロテクションの提供、クレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態をとります。

当社は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的で、クレジット・デリバティブの買い手もしくは売り手となっております。

当社が主として使用するクレジット・デリバティブの種類はクレジット・デフォルト指数に連動するものです。また、当社は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が起こった場合、当社はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、清算および支払不能、参照証券の債務不履行や条件変更などがあります。

当社が売手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は以下のとおりであります。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)						
	帳簿価額(1)	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
			満期年限				
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超	
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	378	10,343	678	2,454	5,585	1,626	9,739
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	843	10,418	220	2,162	5,256	2,780	10,151
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	386	4,323	306	675	1,969	1,373	3,545
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワプション	0	35	—	8	—	27	35
合計	1,607	25,119	1,204	5,299	12,810	5,806	23,470

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						想定元本額
	帳簿価額(1)	計	満期年限				クレジット・プロ テクション買付額
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超	
クレジット・デフォルト・ スワップ(個別)	1,014	9,711	938	2,282	5,337	1,154	9,067
クレジット・デフォルト・ スワップ(指数)	2,962	32,963	628	8,808	17,795	5,732	32,919
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	1,044	5,178	45	921	2,561	1,651	4,915
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワプション	2	8	—	8	—	—	8
合計	5,022	47,860	1,611	12,019	25,693	8,537	46,909

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は当社が売手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、平成21年6月30日および平成21年3月31日現在のStandard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltdまたは株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・ スワップ(個別)	287	614	2,730	3,860	1,632	1,220	10,343
クレジット・デフォルト・ スワップ(指数)	482	123	4,766	3,853	407	787	10,418
その他のクレジット・リスク関連ポ ートフォリオ商品	—	—	—	—	—	4,323	4,323
クレジット・リスク関連オプション およびスワプション	—	—	27	—	—	8	35
合計	769	737	7,523	7,713	2,039	6,338	25,119

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・ スワップ(個別)	227	591	2,619	3,537	1,540	1,197	9,711
クレジット・デフォルト・ スワップ(指数)	471	557	16,069	11,979	735	3,152	32,963
その他のクレジット・リスク関連ポ ートフォリオ商品	—	—	—	—	—	5,178	5,178
クレジット・リスク関連オプション およびスワプション	—	—	—	—	—	8	8
合計	698	1,148	18,688	15,516	2,275	9,535	47,860

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

5 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は金融資産の譲渡について、基準書第140号の規定に基づき処理しております。基準書第140号は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。基準書第140号は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が適格特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。当社は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。当社の四半期連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して保有する留保持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である留保持分については当社は、最良の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、想定される信用損失、早期償還リスク、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに比例した割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、当社は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。当社が当第1四半期連結累計期間において、新たに証券化した金額は42十億円であり、その際の譲渡により認識した収益は5百万円となっております。平成21年6月30日現在および平成21年3月31日現在で継続的関与を持つ特別目的事業体に、当社が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ1,142十億円と1,122十億円となっております。また、これらの特別目的事業体の平成21年6月30日現在および平成21年3月31日現在の総資産の金額は、それぞれ1,181十億円と1,198十億円となっており、当社はこれらの特別目的事業体に対して同13十億円と7十億円の持分を継続的に保有しております。当社はこれらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約を平成21年6月30日現在31十億円、平成21年3月31日現在29十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。当第1四半期連結累計期間においてこれらの特別目的事業体から受け取った金額は43十億円となっております。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、基準書第140号上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。

(単位:十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	263	136
債券関連商品	211	246
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	73	84
合計	547	466
負債		
長期借入	526	443

変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。当社は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が主たる受益者となる場合は連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

(単位:十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	46	50
トレーディング資産		
株式関連商品	350	362
債券関連商品	58	52
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	78	123
受益証券等	5	8
デリバティブ取引	11	12
建物、土地、器具備品および設備	51	51
その他	30	32
合計	629	690
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	1	—
モーゲージ担保証券	24	26
デリバティブ取引	2	2
長期借入	265	251
その他	19	28
合計	311	307

当社が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し重要な変動持分を保有すること、および変動持分事業体の設立・発起に関与したものとして変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表はそれら非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する当社の関与にかかわるリスクは帳簿金額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、および変動持分事業体の総資産額を上限としたデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、当社は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

変動持分の種類：	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		
	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー
	資産	負債	
トレーディング資産			
株式関連商品	56	—	56
債券関連商品	19	—	19
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	83	—	83
受益証券等	2	—	2
デリバティブ取引	59	3	119
貸付金	91	—	91
その他	1	—	1
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	23
合計	311	3	394

(単位：十億円)

変動持分の種類：	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー
	資産	負債	
トレーディング資産			
株式関連商品	84	—	84
債券関連商品	24	—	24
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	89	—	89
受益証券等	4	—	4
デリバティブ取引	55	0	116
貸付金	48	—	48
その他	0	—	0
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	23
合計	304	0	388

6 企業結合：

平成20年10月に当社は、リーマン・ブラザーズ（以下、「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用等を承継しました。これらの承継には、リーマンの人員および業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでおりますが、リーマンの金融資産と金融負債は承継の対象外としました。これらの承継により、当社は、ホール・セールビジネスおよび投資銀行業務をグローバルに強化していきます。

さらに、当社は、IT関連、会計関連、グローバルなリスク・マネジメント等の機能をリーマンの欧州地域部門およびアジア・パシフィック地域等に提供してきたリーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。

これら一連の承継および買収は、当社の連結財務諸表において企業結合として認識されており、これらの事業にかかる損益は平成20年10月より当社の連結損益計算書に含まれております。平成21年6月末現在で認識しているのれんの金額は21,075百万円であります。また、当社がこれら一連の承継および買収のために支出した金額は、当第1四半期連結累計期間にインドのプライマリー・ディーラーであるLehman Brothers Fixed Income Securities Private Ltd.を買収したこと等により、平成21年6月末現在で47,950百万円となっております。なお、取得価額の取得した資産と引き受けた負債への配分は、承継および買収の完了日から1年以内に終了することとされており、平成21年6月末現在においてかかる配分はまだ完了しておりませんので、今後のれんの計上額および支出した金額が変更となる可能性があります。

当社は、これら一連の承継および買収に伴い事業の取捨選択を進めている過程にあります。平成21年6月末現在、これに伴う一時費用として人件費や事務所の移転費用等25,826百万円が取得時の負債として認識されております。また、当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書の人件費には、既存事業の取捨選択にかかる一時費用1,221百万円が含まれております。

7 その他の資産-その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産-その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
その他の資産-その他：		
受入担保有価証券	48,871	32,079
のれんおよびその他の無形資産	137,068	130,972
繰延税金資産	329,578	334,123
営業目的以外の投資持分証券	10,574	5,978
その他	240,224	220,091
合 計	766,315	723,243
その他の負債：(1)		
受入担保有価証券返還義務	48,871	32,079
未払法人所得税	7,821	10,593
その他の未払費用および引当金	330,939	360,867
その他	69,002	64,035
合 計	456,633	467,574

(1) 基準書第160号の遡及適用により、前連結会計年度末の数値を組み替えております。

8 1株当たり四半期純利益：

基本および希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益（△損失）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
基本—		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（△損失）	△ 76,592	11,420
加重平均株式数	1,908,006,898	2,611,721,313
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（△損失）	△ 40.14	4.37
希薄化後—		
野村ホールディングス株式会社に帰属する 四半期純利益（△損失）	△ 76,592	5,196
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（△損失）の計算に使用 された加重平均株式数	1,906,283,527	2,866,836,916
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益（△損失）	△ 40.18	1.81

前第1四半期連結累計期間の野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純損失に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。当第1四半期連結累計期間の野村ホールディングス株式会社に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。なお、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少には、満期までの期間で償却される償還差額を一括して当第1四半期連結累計期間の費用として認識される効果が含まれております。

平成20年6月30日の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純損失の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が減少したため、1株当たり四半期純損失を増加させております。平成21年6月30日の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加したため、1株当たり四半期純利益を減少させております。

平成20年6月30日現在21,419,500株、平成21年6月30日現在10,837,400株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益（△損失）の計算から除いております。

平成21年7月1日から当四半期報告書の提出までの間に、転換社債型新株予約権付社債が、32,000百万円転換され、73,310,421株の株式が発行されました。

9 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
勤務費用	2,507	2,148
利息費用	1,281	1,077
年金資産の期待収益	△ 920	△ 756
年金数理上の損失の償却	715	1,187
過去勤務債務の償却	21	△ 287
期間退職・年金費用(純額)	<u>3,604</u>	<u>3,369</u>

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を計上しております。

10 法人所得税等：

主に海外の子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、前第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、9.1%となりました。主に海外子会社の所得(欠損金)に適用される税率差異および海外の子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、当第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、65.8%となりました。

1 1 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
貸出コミットメント	161,720	99,915
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	42,609	69,320

平成21年6月30日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	161,720	85,762	34,275	13,899	27,784
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	42,609	4,987	9,404	14,259	13,959

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

オペレーティング・リース

次の表は、当初契約期間または残存期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
最低支払リース料合計	79,505	80,901
転貸収入	△ 17,174	△ 17,495
最低支払リース料純額	62,331	63,406

平成21年6月30日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	79,505	17,040	16,585	11,248	8,659	5,718	20,255

平成21年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	80,901	17,602	16,250	10,575	8,578	6,166	21,730

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟その他法的手続きに関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営者は、そのような訴訟の結果が当社の四半期連結財務諸表に重大な影響を与えないと確信しております。

債務保証

財務会計基準審議会注釈書第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む債務保証に関連する債務保証者の会計処理および必要開示項目」（以下「注釈書第45号」）は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

注釈書第45号の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1)	2,233,645	51,859,091	2,091,560	43,848,870
スタンバイ信用状および その他の債務保証 (2)	0	8,544	1	9,270

(1) クレジット・デリバティブは「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成21年6月30日においては6,867百万円となっており、平成21年3月31日においては6,571百万円となっております。

平成21年6月30日現在の注釈書第45号の債務保証の定義に該当する考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
1年以内			1～3年	3～5年	5年超	
デリバティブ取引	2,233,645	51,859,091	29,923,071	7,590,752	2,741,345	11,603,923
スタンバイ信用状および その他の債務保証	0	8,544	8,207	103	—	234

12 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前四半期純利益（△損失）に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておられません。なお、平成21年3月期第2四半期において、アセット・マネジメント部門の確定拠出年金ビジネスをその他のビジネスに統合したことおよび当第1四半期より基準書第160号を適用したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・バンキ ング部門	マーチャン ト・バンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)							
金融収益以外の収益	84,507	13,280	28,144	△ 36,204	19,329	30,190	139,246
純金融収益	1,302	△ 2,310	842	△ 805	1,783	△ 5,644	△ 4,832
収益合計 (金融費用控除後)	85,809	10,970	28,986	△ 37,009	21,112	24,546	134,414
金融費用以外の費用	69,630	72,589	16,411	2,357	12,960	45,483	219,430
税引前四半期純利益 (△損失)	16,179	△ 61,619	12,575	△ 39,366	8,152	△ 20,937	△ 85,016

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	インベストメ ント・バンキ ング部門	マーチャン ト・バンキン グ部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)							
金融収益以外の収益	94,438	194,851	25,013	969	17,351	△ 37,202	295,420
純金融収益	942	△ 7,723	660	△ 2,050	1,299	63	△ 6,809
収益合計 (金融費用控除後)	95,380	187,128	25,673	△ 1,081	18,650	△ 37,139	288,611
金融費用以外の費用	67,521	124,862	31,098	2,498	13,521	27,438	266,938
税引前四半期純利益 (△損失)	27,859	62,266	△ 5,425	△ 3,579	5,129	△ 64,577	21,673

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純損失の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	1,006	3,255
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	291	53
関連会社利益の持分額	2,061	3,701
本社勘定	△ 5,620	△ 24,896
その他	△ 18,675	△ 46,690
計	△ 20,937	△ 64,577

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の四半期連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純利益(△損失)に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
収益合計(金融費用控除後)	134,414	288,611
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	673	9,748
連結収益合計(金融費用控除後)	135,087	298,359
金融費用以外の費用計	219,430	266,938
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	219,430	266,938
税引前四半期純利益(△損失)	△ 85,016	21,673
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	673	9,748
連結税引前四半期純利益(△損失)	△ 84,343	31,421

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、税引前四半期純利益(△損失)ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益(△損失)においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
収益合計(金融費用控除後) (1) :		
米州	7,035	22,178
欧州	△ 3,007	83,556
アジア・オセアニア	6,600	12,949
小計	10,628	118,683
日本	124,459	179,676
連結	135,087	298,359
税引前四半期純利益(△損失) (2) :		
米州	△ 44,451	△ 783
欧州	△ 28,151	△ 1,327
アジア・オセアニア	△ 6,076	△ 5,591
小計	△ 78,678	△ 7,701
日本	△ 5,665	39,122
連結	△ 84,343	31,421

(1) 前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

(2) 基準書第160号の遡及適用により、前第1四半期連結累計期間の数値を組み替えております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
長期性資産 :		
米州	96,985	100,241
欧州	63,742	62,690
アジア・オセアニア	33,020	30,804
小計	193,747	193,735
日本	308,582	312,893
連結	502,329	506,628

13 重要な後発事象：

平成21年7月1日から当四半期報告書提出日（平成21年8月14日）までの期間において、該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記1参照)に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役兼CFO 仲田 正史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第106期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

